

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 [REDACTED] 外3名

債務者 中国電力株式会社

## 準備書面（2）

司法審査の在り方

「5層の深層防護の徹底」と「具体的危険」

2023（令和5）年9月11日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 水 野 彰 子

ほか

## 目 次

はじめに .....	3
1 水戸地裁判決の判示内容 .....	3
2 上記1の水戸地裁判決判示が正当であること .....	3
第1 現行の原子力法規制が「5層の深層防護の徹底」を求めていること .....	5
1 はじめに .....	5
2 安全とは .....	5
3 原発における安全とは一確立された国際的な基準としての「深層防護」 .....	5
4 現行法上の原発の安全一現行法は5層の深層防護の徹底を要求していること .....	9
第2 5層の深層防護の徹底は「福島原発事故の教訓」に基づくものであること .....	12
1 はじめに .....	12
2 IAEAは「5層の深層防護の徹底」を要求している理由＝原発の安全対策に「銀の弾丸はない」 .....	12
3 福島原発事故以前の原子力法規制の欠陥一「リスク認識の誤り」と「5層の深層防護の不徹底という過ち」 .....	12
4 福島原発事故の教訓としての政府事故調査報告書（甲2） .....	15
5 まとめ .....	16
第3 「5層の深層防護の徹底」がない原発は「安全」と評価できないこと＝「安全」と評価できない原発に内在する危険は「具体的危険」と評価すべきこと .....	17
1 はじめに .....	17
2 5層の深層防護の徹底がない原発は「安全」と評価できないこと .....	17
3 「安全」と評価できない原発に対する現行法のスタンス .....	18
4 「5層の深層防護の徹底」がなされていない原発に内在する危険は「具体的危険」と解するべきであること .....	19

## はじめに

### 1 水戸地裁判決の判示内容

水戸地裁令和3年3月18日判決（判例時報2524-2525号40頁）  
（以下、「水戸地裁判決」という）は、原発再稼働によって原告ら周辺住民の生命・身体を侵害する具体的危険が認められる場合には差止請求が認められるとした上で、「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである」と判示した（甲1・水戸地裁判決257頁）。

### 2 上記1の水戸地裁判決判示が正当であること

上記判断枠組みは正当であって、本件においても前提とされるべきである。それは次の理由による。即ち、

- (1) 福島原発事故後の平成24年に抜本改正された原子力法規制は、「5層の深層防護の徹底」によって原発の安全を図ることとしている。【下記第1】
- (2) この「5層の深層防護の徹底」は、原発の安全対策に「銀の弾丸はない（どんな事象にも通用するような万能な解決策はない）」という福島原発事故の教訓に基づくものである。【下記第2】
- (3) そうである以上、「5層の深層防護の徹底」のない原発は、少なくとも福島原発事故後の現在においては法的に「安全」と評価することができない。そして、現行の原子力法規制は国民の生命・身体のために原発の安全確保を最優先とすることを明示している以上（原子力基本法2条）、法的「安全」と評価で

きない原発再稼働に内在する危険（リスク）は、差止を認めるべき危険、即ち「具体的危険」と解するべきである。【下記第3】

以下、本書面では、上記2(1)～(3)で述べた水戸地裁判決の正当性を基礎づける理由について、政府事故調査報告書「VI 総括と提言」（甲2）も踏まえつつ、詳述するものである。

## 第1 現行の原子力法規制が「5層の深層防護の徹底」を求めていること

### 1 はじめに

冒頭で述べたように、福島原発事故後の平成24年に抜本改正された原子力法規制は、「5層の深層防護の徹底」によって原発の安全を図ることとしている。本項では、この点について確認する。

### 2 安全とは

まず、前提として「安全」の意義について確認する。

科学技術を利用した機械や装置は、何かしらの危険（リスク）を伴っている。

「安全」とは、このような機械や装置を社会で利用するための要件というべきものであって、国際的には「許容できないリスクがないこと」（ISO/IEC GUIDE 51:2014）と定義される。即ち、許容せざるを得ない限度まで危険（リスク）が低減されて初めて、我々はその機械や装置を「安全」と評価でき、社会において利用することが許されるのである。

### 3 原発における安全とは一確立された国際的な基準としての「深層防護」

#### (1) 問題の所在一原発に内在するリスク

ア 以上の安全の考え方を前提とした時、「原発の安全」についてはどう考えるべきか。

イ 仮処分申立書45頁以下で指摘したように、原発事故被害には、①生命および身体に対する被害の不可逆性・甚大性、②広範囲性、③長期・継続性、④全体性という4つの特異性がある。そのため、そのような被害は万が一にも起こしてはならないものであって、最判平成4年10月29日（民集46肝7号1174頁）もそのことを明示している。

ウ ところが、万が一にも起こしてはならないにもかかわらず、その観点で見ると、原発の安全対策は不確実かつ不安定なものと言わざるを得ない。同じく仮処分申立書48頁以下で指摘したように、①原発で発出されるエネルギーが膨大であって直ちに停止できないこと、②安全確保対策の要である安全装置が想定を超える自然災害に対して極めて脆弱であること、③地震や火山等の科学的に不確実な現象に対応しなければならないことがその理由である。

エ このように、原発は、他の科学技術の利用に伴う危険（リスク）とは質的に異なる危険（リスク）を内在している。では、このような原発は、どうすれば「安全」と評価できるのだろうか。

## (2) 国際原子力機関（IAEA）の「深層防護」

この点に関する国際的な考え方を示しているのが、我が国も加盟している国際原子力機関（IAEA）である。

### ア IAEAは「深層防護」の考え方を原発の安全基準に採用している

原子力規制委員会によれば、IAEAは、最上位の安全基準である「基本安全原則」（SF-1）において、「原子力発電所において事故を防止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段は、深層防護の考え方を適用することである」としている（甲3・実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について：64頁）。

### イ 「深層防護」の考え方とは

ここでいう「深層防護」の考え方は、「安全に対する脅威から人を守ることを目的<sup>1</sup>として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるもの」と定義される（同上）<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 下線は引用者による。以下同じ。

<sup>2</sup> なお、この深層防護の考え方は、**原発固有の考え方ではありません**。科学技術利用時の安全対策として広く使われています。一例として、航空法62条1項。「航空機には、救急用具を

## ウ IAEAの「深層防護」の2つのポイント

原子力規制委員会の説明によれば、このIAEAの深層防護の考え方は、2つのポイントがある。

(ア) 1つ目のポイントは、連続した5つの防護レベルを用意することである。

具体的には、IAEAは、次の5つのレベルの目標を持った防護を用意することを求めている。

レベル1：原発に異常を発生させないこと

レベル2：異常が発生しても事故に拡大させないこと

レベル3：事故が発生しても、放射性物質が外部に放出する事態に発展させないこと

レベル4：放射性物質が外部に放出する事態となっても、異常な放出に発展させないこと

レベル5：異常な放出に発展しても、公衆に対する放射線被害を回避すること

(イ) 2つ目のポイントは、用意した5つの防護レベルがそれぞれ独立して有効に機能することである。

この独立性と有効性の確保は、前段否定の論理と後段否定の論理によって担保することとされている。

a) 前段否定の論理とは

あるレベルの防護を準備する際に、前段のレベルの防護が有効に機能することを前提としないという指針である。

---

装備しなければ、これを航空の用に供してはならない。」と定められています。墜落などといった飛行機のリスクに対しては、設計その他の科学的・技術的な対策が当然に講じられていますが、それでリスクが0になるわけではありません。リスクが0になるなら救急用具は必要ありません。いくら科学的・技術的な安全対策を講じてもリスクが0にならない、でもそのリスクは乗客の命に係わる、だからこそ科学的・技術的対策が万一功を奏しなかった場合に備えて、リスクを低減するために、救急用具の装備を要求しているわけです。まさに、深層防護の考え方を航空機利用に適用したものといえます。

例えば、レベル5、異常な放出に発展しても公衆に対する放射線被害を回避することを目的とした防護措置を準備する場合を考える。前段否定の論理は、この場合に、レベル1～4までの防護が功を奏しなかったことを前提に、防護対策を講じることを求めているものである。

#### b) 後段否定の論理

あるレベルの防護を準備する際に、後段のレベルの防護が有効に機能することに期待しないという指針である。

例えば、レベル3、即ち、放射性物質が外部に放出する事態に発展させないことを目的とする防護措置を考える。この場合に、レベル4の防護が機能することに期待して、レベル3の防護対策（想定）を緩めてはならない。これが後段否定の論理の意味するところである。要は、背水の陣のつもりでの対策を求めているわけである。

### エ まとめ

以上見てきたように、IAEAが安全基準として求める深層防護は、「連続した5つの防護レベルを用意すること」及び「各防護レベルが独立して有効に機能すること」を求め、もって、原発事故被害の危険（リスク）を許容せざるを得ない程度まで低減することとしている。

そして、IAEAでは、各防護レベルが独立して有効に機能することが深層防護の不可欠の要素とされている（甲3：64頁）。そうである以上、IAEAの深層防護の下では、上記2つのいずれか一方が欠如すれば、危険（リスク）が許容できる程度まで低減されているとは評価できない、即ち、安全と評価できない、ということになるのである。



#### 4 現行法上の原発の安全－現行法は5層の深層防護の徹底を要求していること

以上、IAEAの深層防護の考え方を確認したが、この深層防護の考え方、即ち5層の深層防護の徹底は、我が国の現行の原子力法規制においても要求されている。それは、次の2点からしても明らかである。

##### (1) 原子力基本法2条2項及び原子力規制委員会設置法1条

ア 原子力基本法2条2項は、「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と定めている。

イ また、原子力規制委員会設置法1条は、「この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（略）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と定めている。

ウ 上記下線部に見るように、原子力基本法2条2項及び原子力規制委員会設置法1条は、原発の安全確保にあたって、確立された国際的な基準を踏まえることを要求している。国会事故調査報告書において「深層防護の確保を十分に行うための検討・法整備の必要性」についての提言があったこと（甲E

1 : 5 3 5 頁)、それを踏まえて上記 2 つの条文の新設を含む原子力法規制の抜本改正が行われたことを踏まえれば、ここでいう「確立された国際的基準」が I A E A の深層防護の考え方を指していることは明らかである。

## (2) 新規制基準の考え方 (甲 3)

ア 原子力規制委員会が策定した新規制基準の考え方 (甲 3) 6 9 頁には、  
「原子炉等規制法全体としても、I A E A が示す深層防護のうち、第 1 から第 4 の防護レベルまでに関する事項については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用を行う者に対する事業の規制を通じて担保されている。一方で、第 5 の防護レベルに関する事項については、我が国の法制度上、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置されている。」との記述がある。

イ また、同 7 4 頁にも「法制度面のみならず、実態面でも、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が実効的な避難計画等の策定や、訓練を通じた検証等を行っており、この点からも、第 5 の防護レベルにおいて求められている措置は担保されており、I A E A の安全基準に抵触するものではない。」との記述がある。

ウ これらの記述からすれば、現行の原子力法規制では、I A E A の深層防護を踏まえ、深層防護の第 1 から第 4 の防護レベルについては原子炉等規制法における事業者規制で、緊急時避難計画を含む第 5 の防護レベルについては災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく措置でそれぞれ確保することとしていることがわかる。

## (3) まとめ

以上からすれば、現行の原子力法規制もまた、I A E A の深層防護を踏まえ、「連続した 5 つの防護レベルを用意すること」及び「各防護レベルが独立

して有効に機能すること」を求め、もって原発事故被害の危険（リスク）を許容せざるを得ない程度まで低減することとしていることがわかる。

そして、IAEAでは各防護レベルが独立して有効に機能することが深層防護の不可欠の要素とされていることからすれば（甲3：64頁）、それを踏まえた現行の原子力法規制の下でも、上記2つのいずれか一方が欠如すれば、危険（リスク）が許容できる程度まで低減されているとは評価できない、即ち、安全と評価できない、ということになるのである。

## **第2 5層の深層防護の徹底は「福島原発事故の教訓」に基づくものであること**

### **1 はじめに**

以上、上記第1では、現行の原子力法規制が「5層の深層防護の徹底」を求めていることについて確認した。

では、現行の原子力法規制が原発の安全確保にあたって「5層の深層防護の徹底」を求めているのはなぜか。本項では、政府事故調査報告書（甲2）の「総括と提言」を踏まえ、この点について確認する。

### **2 IAEAは「5層の深層防護の徹底」を要求している理由＝原発の安全対策に「銀の弾丸はない」**

(1) 原発事故の要因となり得る事象は、地震・津波・火山噴火などの自然的事象、設計や施工の瑕疵・テロ・戦争・航空機衝突等の人為的事象など様々である。他方で、現在の科学的知見の下では、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するのかを十分な精度をもって予測することができない。人為的事象に至っては猶更である。そのため、原発の安全対策においては「銀の弾丸（どんな事象にも通用するような万能な解決策）はない」<sup>3</sup>と考えられてきた。

(2) だからこそIAEAでは、このような「不確実さに対処しつつリスクの顕在化を着実に防ぐため」には深層防護の考え方が有効であるとして、実際に安全基準の中で「5層の深層防護の徹底」を要求してきたのである（甲3：64頁）。

### **3 福島原発事故以前の原子力法規制の欠陥－「リスク認識の誤り」と「5層の**

---

<sup>3</sup> ソフトウェアの世界や気候政策などの分野で使われる比喩表現

## 深層防護の不徹底という過ち」

- (1) 国会事故調査報告書によると、福島原発事故以前の我が国では「5層からなる深層防護のうち第3層を超える事象は事実上起き得ないととらえられていた（甲4：535頁）。その結果、第4層及び第5層の防護対策については不十分なまま原発が稼働され（同：535頁～536頁）、それでも事業者や規制当局はそのような原発を「安全」と評価していたし、裁判所もそれに追従していた。
- (2) ところが福島原発事故では、第3の防護レベルを超える大規模自然災害（大規模地震及びそれに伴う津波）が発生してしまった。結果、第3層の防護は突破され、不十分なまま放置されていた第4層および第5層の防護は機能せず、福島原発事故被害が発生してしまったわけである。
- (3) 福島原発事故以前の我が国では、第3層を超える事象は事実上起き得ないと捉えられていたのはなぜなのか。そして、第4層と第5層の防護が不十分なまま放置されたのはなぜなのか。この点については政府事故調査報告書の「総括と提言」（甲2）で総括がなされているが、その中でも特に次の2点が重要である。
  - ア 「自然現象には現在の学問の知見を超えるような事象が起こることがあり、そういう極めてまれな事象への備えも必ず並行して考慮しなくてはならないという伝統的な防災対策の心得が考慮されなくなりがちになっていた」（412頁）
  - イ 「『システム中枢領域』<sup>4</sup>にせよ『システム支援領域』<sup>5</sup>にせよ、安全性が確保されていると言っても、それは設計の前提条件の範囲内でのことであっ

<sup>4</sup> システム中枢領域・・・原子炉建屋やタービン建屋内等のことで、この領域に関して事業者は原子炉の安全対策はもとより、外部電源が断たれた場合に備えて非常用発電機を2台設置するとか、緊急冷却水系を複数設ける等といった対策を行う【深層防護の第1～第4の防護レベルに相当】（甲2：414頁）。

<sup>5</sup> システム支援領域・・・この領域の整備とは、事故発生時に使用する非常用電源車、消防車、重機、支援機材、延長用電線等の整備や、放射性物質の放出源と周辺地域の放射線量を測定する装置（放出器やモニタリングポスト）、通信インフラや交通インフラの整備等である

て、条件外の事象が起きた場合には、もはや安全性は担保されなくなる。現  
に、事業者も規制関係機関も、条件外の事象は起こらないとの過剰なまでの  
自信を抱いていたがゆえに、今回の大津波のように条件を超えた事象に襲わ  
れるまで、『システム中枢領域』においてさえも、最悪の事態に陥るのを防  
ぐ対策が実は『穴』だらけであったことに気付かなかった。ましてや、『シ  
ステム支援領域』や『地域安全領域』<sup>6</sup>における安全対策の不備には気付い  
ていなかった。そのことは、安全委員会においても保安院においても、原子  
力防災計画を決めるに当たって、原子炉の格納容器の損傷による放射性物質  
の大量飛散という事態は起こらないと過信して、そういう事態に対応したシ  
ステム支援の準備や住民の避難対策を策定してこなかったことに、象徴的に  
表れている。」（４１５頁）

- (4) このように、福島原発事故以前の我が国では、
- ①現在の科学的知見の下では、原発稼働期間内に設定の前提条件外の事象が発  
生する可能性を否定することはおろか、その可能性が低いと断言することす  
らもできないにもかかわらず、
  - ②そのような現在の科学水準の限界（不確実性）を踏まえずに、条件外の事象  
は起こらないと過信して、放射性物質が外部に異常放出される事態は「およ  
そ起こり得ない」とか「抽象的・論理的危険にすぎない」等として必要な安  
全対策を講じなかったのであって、
- そのような事故以前の“リスク認識の誤り”と“それに基づく「５層の深層防  
護の不徹底」という過ち”が福島原発事故被害を招いたのである。

---

【深層防護の第１～第５の防護レベルいずれにも関連】（甲２：４１４頁）。

<sup>6</sup> 地域安全領域・・・周辺地域の人々を放射線被ばくから守るために原子力防災計画（地域の人々の避難体制や情報システムはもとより、医療支援や環境汚染に伴う学校・保育所の対策。農業・漁業対策等を含む）が求められる領域のこと【深層防護の第５の防護レベルに相当】（甲２：４１４頁）

#### 4 福島原発事故の教訓としての政府事故調査報告書（甲2）

(1) だからこそ政府事故調査報告書は、今回証拠提出した「総括と提言」の章において、「求められるリスク認識の転換」と題して、次の2つの具体的な教訓を示した（甲2：415頁）。

ア 日本は古来、様々な自然災害に襲われてきた「災害大国」であることを肝に命じて、自然界の脅威、地殻変動の規模と時間スケールの大きさに対し、謙虚に向き合うこと。

イ リスクの捉え方を大きく転換すること。これまで安全対策・防災対策の基礎にしてきたリスクの捉え方は、発生確率の大小を判断基準の中心に据えて、発生確率の小さいものについては、安全対策の対象から外してきた。一般的な機械や建築物の設計の場合は、そういう捉え方でも一定の合理性があった。しかし、東日本大震災が示したのは、“たとえ確率論的に発生確率が低いとされた事象であっても、一旦事故・災害が起こった時の被害の規模が極めて大きい場合には、しかるべき対策を立てることが必要である”というリスク認識の転換の重要性であった。

その場合、一般的な機械や設備等の設計については、リスク論において通念化されている「リスク＝発生確率×被害の規模」というリスクの捉え方でカバーできるだろうが、今回のような巨大津波災害や原子力発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである、という新たな防災思想が、行政においても企業においても確立される必要がある。

(2) 同時に政府事故調査報告書は、「『被害者の視点からの欠陥分析』の重要性」と題して、具体的には次の2つの教訓を示した（甲2：415頁）。

ア 事業者や規制関係機関が「システム中枢領域」の安全性を設計の前提条件の枠の中だけで過信すると、安全対策が破綻する。

イ 「システム支援領域」や「地域安全領域」における安全対策は、「システム中枢領域」の安全性のレベルにかかわらず、万一の場合に独立して機能するものでなければならない。その原則が忘れられると、地域の人々の命に関わる安全防護壁に多くの「穴」(欠陥)ができてしまう危険性が高くなる。

(3) 政府事故調査報告書の上記教訓をまとめると、次のように整理することができる。

ア 教訓1：設計の前提条件外の事象が起こった場合には、安全性は担保されない（これは、第1から第3の防護レベルに係る設計のみならず、第4の防護レベルについても当然に妥当する。）。

イ 教訓2：そして、上記の条件外の事象が起こるかどうかは、現在の科学的知見の下では予測することができない（不確実であって、起こる可能性を否定することはおろか、低いと断言することすらできない）。

ウ 教訓3：だからこそ、福島原発事故のような想定を超えた巨大津波等（想定を超えた事象）による原発のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである。

## 5 まとめ

そして、これらの教訓を踏まえれば、福島原発事故後の現時点における原発の「安全」には「5層の深層防護の徹底」が必要不可欠だということは明らかである。だからこそ、福島原発事故後の現行の原子力法規制は、原発の安全確保にあたって「5層の深層防護の徹底」を求めているのである。



### 第3 「5層の深層防護の徹底」がない原発は「安全」と評価できないこと＝ 「安全」と評価できない原発に内在する危険は「具体的危険」と評価すべきこと

#### 1 はじめに

以上、上記第2では、現行の原子力法規制における5層の深層防護の徹底の要請が「福島原発事故の教訓」に基づくものであることを確認した。そこで本項では、最後に、「5層の深層防護の徹底がない原発は『安全』と評価できないこと」、したがって「そのような原発に内在する危険は『具体的危険』と解釈すべきであること」について述べる。

#### 2 5層の深層防護の徹底がない原発は「安全」と評価できないこと

- (1) 第1の冒頭で確認したように、科学技術を用いた機械などについては、許容せざるを得ない限度まで危険（リスク）が低減されて初めて、「安全」と評価することができる。
- (2) そして、これまで第1及び第2で確認した内容を基礎として、原発をこれに当てはめると、次のとおりである。
  - ア まず、原発事故被害には4つの特性があるために、万が一にもそのような被害を起こしてはならない。
  - イ ところが、福島原発事故で再確認されたように、原発の安全対策には「銀の弾丸はない」。
  - ウ だからこそ、現行の原子力法規制は、「5層の深層防護の徹底」をもって原発の安全を図ることとしている。
  - エ 以上からすれば、「5層の深層防護の徹底」がなされていない原発に内在する危険（リスク）は、法律上低減すべきとされている限度まですら低減されてないと言わざるを得ない。

オ それはすなわち、「5層の深層防護の徹底」がなされていない原発は「安全」と評価できないということにほかならない。

- (3) 以上のとおりであるから、「5層の深層防護の徹底」がなされていない原発は、「安全」とは評価できないというべきである。

### 3 「安全」と評価できない原発に対する現行法のスタンス

では、安全と評価できない原発に対する現行法のスタンスはどのようなものだろうか。その答えは、原子力基本法2条に明記されている。

- (1) まず、同法2条1項は「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と定めている。ここでいう「旨として」とは「第一として」即ち「最優先として」という意味であるから、同法2条1項は、原子力利用は安全の確保が最優先であること（他の利益に優先されること）が明示されているといえる。

- (2) 次に、同法2条2項は「前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と定めている。これは即ち、原子力利用にあたって最優先とされる安全確保は、あくまでも国民の生命及び健康などの法益のために行われるということである。

- (3) 以上からすれば、現行の原子力基本法2条は、国民の生命・身体のための安全確保が最優先であること、言い換えれば、命と健康のための安全が経済的利益や公共的利益よりも優先されることを明示していることができる。

この理は、原子力基本法以外にも例えば、原子力規制委員会設置法に係る付帯決議（「第180回国会6月15日環境委員会 委員会決議 原子力規制委員会設置等に関する件」）においても、「本法律が、『国民の生命、健康及び財

産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること』を目的としていることに鑑み、原子力規制行政に当たっては、推進側の論理に影響されることなく、国民の安全の確保を第一として行うこと。」（第1項）という形で明示されている。

- (4) 以上からすれば、現行の原子力法規制の下では、「安全」と評価できない原発を再稼働することによる利益を優先することは法的に正当化できないということが出来る。

#### 4 「5層の深層防護の徹底」がなされていない原発に内在する危険は「具体的危険」と解すべきであること

以上を踏まえて結論を述べる。

5層の深層防護が徹底されていない原発に内在する危険（リスク）については次の4つの理由から「差止を認めるべき危険」即ち「具体的危険」と解釈すべきであって、その意味で水戸地裁判決の判断は正しい。

即ち、

- ①原発事故被害は、広域にわたり甚大な被害をもたらすものであるために、万が一にも起こしてはならない被害であること（原発事故被害の特異性）
- ②ところが、万が一にも起こしてはならないにもかかわらず、設計の前提条件を超える事象が発生するか否かは現在の科学的知見の下では「予測できない＝不確実」である（原発の安全対策に「銀の弾丸はない」）こと
- ③だからこそ現行の原子力法規制は、福島原発事故の教訓を踏まえ「5層の深層防護の徹底」をもって原発の「安全」を図ろうとしていること
- ④そして、現行の原子力法規制の下では、国民の生命・身体のための安全確保が最優先と位置付けられていること（＝安全でない原発を再稼働することの利益は優先すべきでないとされていること）

以上①～④に照らせば、現行の原子力法規制が原発の「安全」を確保するために要求している「5層の深層防護の徹底」がなされていない原発に内在する危険（リスク）は、その万が一にも起こしてはならない被害の特異性に照らし、差止めを認める必要のある危険、即ち「具体的危険」と解釈すべきである。だからこそ、冒頭で示した水戸地裁判決の判示は正当なのである。

## 第5 結語

以上のとおりであるから、本件においても「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである」（水戸地裁判決257頁）との判断枠組みが維持されるべきである。

以 上